

社会教育関係団体への 支援について

- ①認定要件の一部緩和（継続）
- ②団体の活動紹介・周知（追加）
- ③認定に向けた個別相談（継続）

①認定要件の一部緩和（継続）

（内容）

令和4年度に引き続き、コロナ禍における社会教育活動支援として、認定要件である「活動の半数以上が社会教育活動を行う」について、他の要件が満たしておりかつ事業計画のとおり活動を行うことを条件に年間で1回以上の社会教育活動を行っている場合、認定を行う。

（目的）

令和4年度は、多くの団体がコロナ禍でも行える社会教育活動を模索し実施していることや公民館等の新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、少しずつ活動が盛んになっている。これらを踏まえ令和5年度は、市の社会教育活動を活発化させる必要があるため、認定要件を引き続き緩和させる。

①認定要件の一部緩和（継続）

（懸念点）

緩和された要件で認定された団体が、「活動の半数以上が社会教育活動を行う」という本来の認定要件に戻った際に対応できない可能性が考えられるが、事業報告の際に助言・指導を行い改善を促していく。

②団体の活動紹介・周知（追加）

（内容）

社会教育関係団体の活動を知ってもらうための市内活動団体一覧への特出し掲載及び秘書課が提携している「しろいまっち」取材の提案。

（目的）

認定団体を対象として令和4年8月に実施したアンケートにおいて、「社会教育関係団体の活動を市民に周知してほしい」との要望が多くあげられたため、上記2点を始めとして、さまざまな媒体で情報発信をしていく。

③認定に向けた個別相談（継続）

（内容）

既存の認定団体及び新たに認定を目指している団体に対し、個別に相談を受け付け、アドバイスを行う。

（目的）

認定団体を対象として令和4年8月に実施したアンケートにおいて、「社会教育関係団体はどんなことをすればよいのか教えてほしい」と複数の団体から要望があり、個別具体的に相談を受け付ける。